令和８年３月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

臨床検査室―品質及び能力に関する要求事項	Q15189

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医政局総務課及び地域医療計画課においても閲覧に供する。

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

補聴器の性能特性の測定方法	C5512
医用電気機器―第２―66部：補聴器及び補聴器システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T0601―２―66
最終段階で滅菌される医療機器の包装―第１部：材料，無菌バリアシステム及び包装システムに関する要求事項	T0841―１
最終段階で滅菌される医療機器の包装―第２部：成形，シール及び組立プロセスのバリデーション	T0841―２
単回使用手術用ゴム手袋	T9107
単回使用歯科用ビニル手袋	T9114
単回使用検査・検診用ビニル手袋	T9116

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

クレーン―操作装置―配置及び操作方法―第１部：一般	B8823―１
防護服―機械的防護性能―鋭利物に対する切創抵抗性試験方法	T8052
遮光保護具	T8141
保護めがね	T8147
防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	T8154
防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	T8157
墜落制止用器具	T8165

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び化学物質対策課環境改善・ばく露対策室並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

告示

最低工賃の改正決定に関する公示

山形労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃（令和６年山形労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月25日　山形労働局長　島田　博和

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山形県の区域内で、男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子既製服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　　格	金　　額
背広上衣	上襟付けまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（30センチメートル）につき　44円
	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（17センチメートル×２）につき　51円
	袖付け裏まつり		１枚（60センチメートル×２）につき　167円
	袖口裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（32センチメートル×２）につき　83円
	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　20円